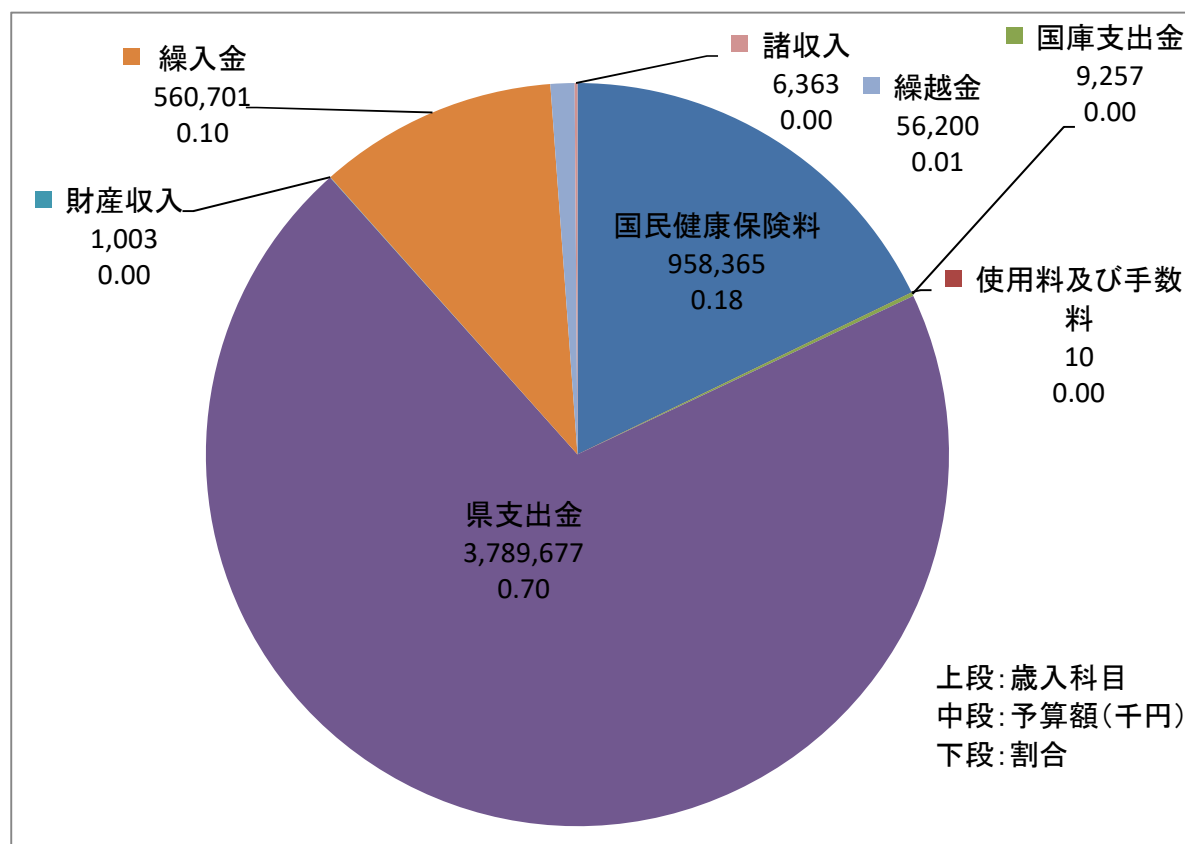


(1) 令和7年度土岐市国民健康保険特別会計予算(案)について

令和7年度国民健康保険特別会計予算(案)概要

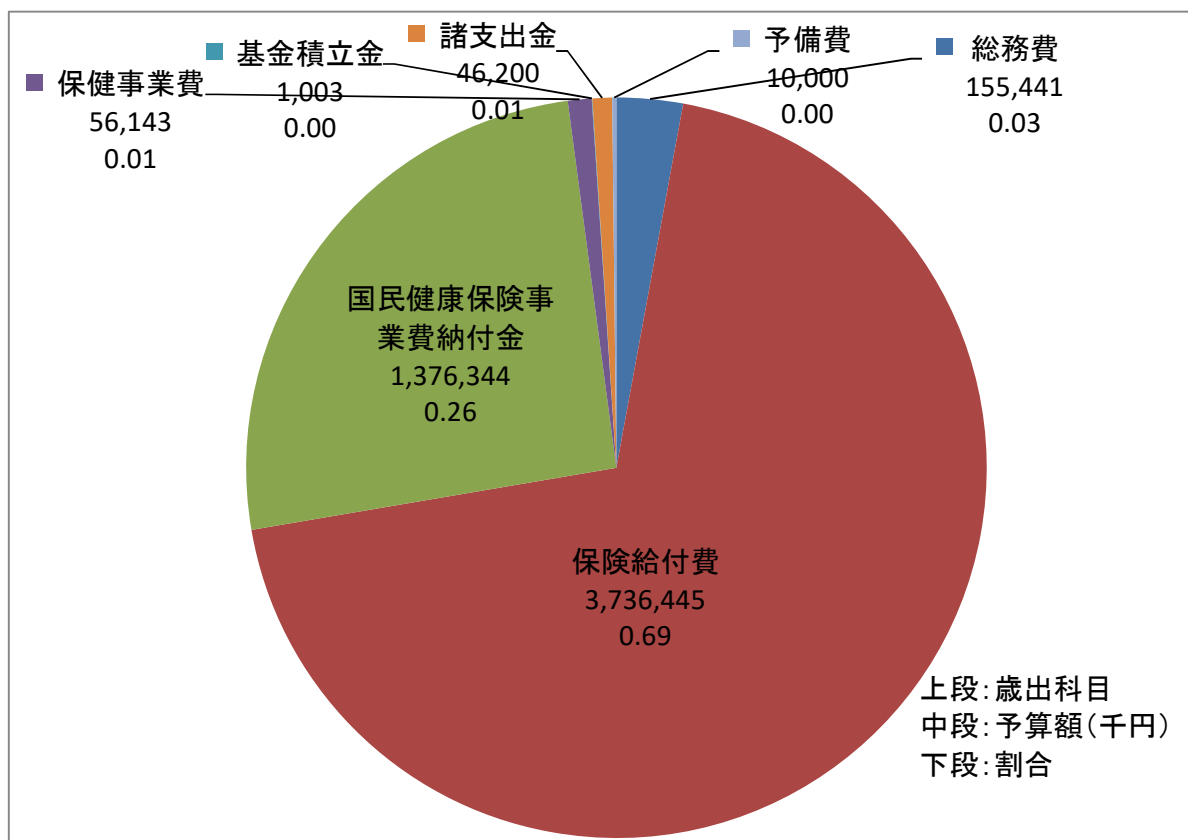
【歳入】



(単位:千円)

歳入科目		説 明
国 民 健 康 保 険 料	958,365	国民健康保険事業費納付金を賄うための保険料収納見込額
使用料及び手数料	10	督促手数料
国 庫 支 出 金	9,257	子ども・子育て支援事業費補助金
県 支 出 金	3,789,677	普通交付金(保険給付費に対する県交付金) 特別交付金(特定健康診査等の費用に対する国・県負担分及び保険者努力に対する支援金等)
財 産 収 入	1,003	基金利子
繰 入 金	560,701	一般会計繰入金(法定分等) 基金繰入金(保険料抑制及び保健事業活用分)
繰 越 金	56,200	前年度の歳入歳出差引分 前年度普通交付金の返還金、過年度保険料の還付金及び予備費に充当
諸 収 入	6,363	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた傷病に対する加害者負担金)、資格喪失後受診に係る返納金等
合 計	5,381,576	

【歳出】



(単位: 千円)

歳出科目	説 明	
総 務 費	155,441	レセプト点検、資格確認書等交付、国保料賦課・徴収、国保運営協議会等に係る事務経費
保 険 給 付 費	3,736,445	療養諸費・高額療養費（被保険者の医療費（本人負担分を除く）のうち国保が支払う費用等）、移送費、出産育児一時金、葬祭費
国民健康保険事業費納付金	1,376,344	市負担分として県に納付する納付金
保 健 事 業 費	56,143	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、糖尿病性腎症重症化予防事業、医療費通知、後発医薬品差額通知等の保健事業に係る費用
基 金 積 立 金	1,003	国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に不足が生じたときの財源、その他保健事業に要する費用に充てるための基金の積立金
諸 支 出 金	46,200	還付金・還付加算金
予 備 費	10,000	予備費
合 計	5,381,576	

令和7年度 土岐市国民健康保険特別会計予算（案）

【歳入】

（単位／千円・％）

科 目		令和7年度	令和6年度	比 較	
国民健康保険料	国 民 健 康 保 険 料	958,365	937,054	21,311	2.3
	医療給付費分現年度分	636,792	606,791	30,001	4.9
	後期高齢者支援金分	233,298	238,915	△ 5,617	△ 2.4
	介護納付金分現年度分	75,701	78,375	△ 2,674	△ 3.4
	医療給付費分滞納繰越分	8,155	8,422	△ 267	△ 3.2
	後期高齢者支援金分滞納分	2,946	2,920	26	0.9
	介護納付金分滞納繰越分	1,473	1,631	△ 158	△ 9.7
使用料及び手数料	督 促 手 数 料	10	10	0	—
国庫支出金	国 庫 補 助 金	9,257	0	9,257	—
県支出金	保険給付費等交付金	3,779,862	3,709,956	69,906	1.9
	普 通 交 付 金	3,716,948	3,632,682	84,266	2.3
	特 別 交 付 金	62,914	77,274	△ 14,360	△ 18.6
	国庫負担金減額措置対策費補助金	9,782	12,897	△ 3,115	△ 24.2
	「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク 連携推進補助金	33	0	33	—
	小 計	3,789,677	3,722,853	66,824	1.8
財 産 収 入		1,003	747	256	34.3
繰入金	一 般 会 計 繰 入 金	450,701	432,321	18,380	4.3
	国民健康保険基金繰入金	110,000	90,000	20,000	22.2
	小 計	560,701	522,321	38,380	7.3
繰 越 金		56,200	51,500	4,700	9.1
諸 収 入		6,363	6,358	5	0.1
合 計		5,381,576	5,240,843	140,733	2.7

【歳出】

(単位／千円・％)

科 目		令和7年度	令和6年度	比 較	
総 務 費		155,441	128,456	26,985	21.0
保 険 給 付 費	療 養 諸 費	3,152,057	3,092,641	59,416	1.9
	療 養 給 付 費	3,101,888	3,043,898	57,990	1.9
	療 養 費	35,555	33,725	1,830	5.4
	審 査 支 払 手 数 料	14,614	15,018	△ 404	△ 2.7
	高 額 療 養 費	558,828	546,158	12,670	2.3
	高 額 療 養 費	557,828	545,158	12,670	2.3
	高額介護合算療養費	1,000	1,000	0	—
	移 送 費	50	50	0	—
	出 産 育 児 一 時 金	20,009	15,007	5,002	33.3
	葬 祭 費	5,500	5,500	0	—
	傷 病 手 当 金	1	1	0	—
	小 計	3,736,445	3,659,357	77,088	2.1
国民健康保険事業費納付金		1,376,344	1,344,193	32,151	2.4
保 健 事 業 費		56,143	56,606	△ 463	△ 0.8
基 金 積 立 金		1,003	747	256	34.3
諸 支 出 金		46,200	41,500	4,700	11.3
予 備 費		10,000	10,000	0	0.0
合 計		5,381,576	5,240,859	140,717	2.7

令和7年度土岐市国民健康保険特別会計予算（案）資料

◇◇ 被保険者数の推移 ◇◇

（単位：人）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度見込	R7年度予算
一般被保険者	11,236	10,188	9,573	9,282	8,938

◇◇ 保険給付費の推移 ◇◇

（単位：千円）

年度	療養給付費	療養費	高額療養費	合 計	1人当たり
R3	3,311,991	35,208	496,434	3,843,633	342
R4	3,204,217	35,152	466,812	3,706,181	364
R5	3,139,835	35,310	477,443	3,652,588	382
R6見込	3,134,509	34,687	480,184	3,649,380	393
R7予算	3,101,888	35,555	557,828	3,695,271	413

◇◇ 国民健康保険事業費納付金の推移 ◇◇

（単位：千円）

年度	医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金	合 計	1人当たり
R3	945,159	333,189	116,618	1,394,966	124
R4	1,008,422	320,824	117,975	1,447,221	142
R5	926,534	332,967	111,278	1,370,779	143
R6	911,806	322,087	110,300	1,344,193	145
R7予算	947,220	320,807	108,317	1,376,344	154
対前年増減率（％）				2.39	6.33

◇◇ 基金保有額の推移 ◇◇

（単位：千円）

年度	年度当初保有額	取崩額	積立額	年度末保有額
R3	682,279	15,000	100,580	767,859
R4	767,859	85,000	40,639	723,498
R5	723,498	80,000	50,950	694,448
R6見込	694,448	90,000	36,747	641,195
R7予算	641,195	110,000	1,003	532,198

◆◆ 特定健診受診率の推移 ◆◆

年度	受診対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
R3	8,051	3,126	38.8％
R4	7,472	2,888	38.7％
R5	7,168	2,728	38.1％
R6見込	6,818	2,573	37.7％
R7予算	8,500	3,540	41.6％

〔法定報告〕

(2) 土岐市国民健康保険条例等の一部改正について

●国民健康保険条例の一部改正（①② 9月議会で議決 ③ 3月議会に上程）

①被保険者証の返還に応じない者に対する罰則規定の削除（第26条）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則規定を削除した。

【施行期日】 令和6年12月2日施行

②保険料の徴収猶予期間の一部延長（第23条第1項）

国民健康保険制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収猶予の必要性を踏まえ、「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」（厚労省通知）が改正されることに伴い、急患で医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る徴収猶予の期間を、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年とした。

【施行期日】 令和6年12月2日施行

令和6年度分の保険料のうち12月以降に係るもの及び令和7年度以後の保険料に適用する。

③保険料の賦課限度額と軽減判定所得基準の引き上げ

（第15条の6、第15条の6の12、19条 他関係箇所）

中間所得層の被保険者の保険料負担に配慮するため、国民健康保険法施行令の一部が改正され、保険料の賦課限度額と軽減判定所得基準が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うもの。

《賦課限度額》

	改正前 (令和6年度まで)	改正後 (令和7年度から)
基礎賦課分	65万円	66万円
後期高齢者支援金等賦課分	24万円	26万円
介護納付金賦課分		
合計	106万円	109万円

《軽減所得判定基準》

	改正前	改正後
5割軽減基準額	基礎控除額 43万円 + 29.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 − 1)	基礎控除額 43万円 + <u>30.5万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 − 1)
2割軽減基準額	基礎控除額 43万円 + 54.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 − 1)	基礎控除額 43万円 + <u>56万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 − 1)

【施行期日】 令和7年4月1日から施行し、令和7年度以後の保険料に適用する。

●国民健康保険条例施行規則の一部改正

各種様式の変更

被保険者証の廃止を受け、様式内の「被保険者証」の文言について削除若しくは「資格確認書」等への修正を行った。

【施行期日】 令和6年12月2日施行

●国民健康保険一部負担金の減免等取扱要綱の一部改正（第6条第2項）

一部負担金の徴収猶予期間の一部延長

国民健康保険条例の保険料徴収猶予と同様。

【施行期日】 交付の日から施行する。

令和８年度からの国民健康保険料の仮算定廃止について

仮算定とは、国民健康保険料の所得割額の算定の基礎に用いられる課税所得金額が確定しない４月から７月までの期間、前々年所得をもとに暫定的に保険料額を算定することです。

現在の国民健康保険料は、年間の保険料を４月から３月までの１２カ月で納めていただいておりますが、４月から７月までを仮算定期間とし、その期間は前々年中の所得をもとに暫定的に金額を決定し、８月の本算定で前年中の所得をもとに算出した年間保険料額と７月までの納付済保険料額を相殺して、８月から３月の保険料額を確定しています。

令和７年度に国が示す標準準拠システムを導入することで、令和８年度から現在の様な暫定的な保険料の算定をすることが出来なくなるため、本算定のみの算定となります。年間の保険料総額に影響はないものの、納付月数が減ることによって１度に納める額が増額となるケースが多いため、本算定の時期について７月で検討しています。

＜変更のポイント＞

①保険料の額が分かりやすくなります

前年中の所得が確定している７月に計算し、保険料を決定します。仮算定額との差し引きを行わないため、計算内容が分かりやすくなります。

②年度途中での大幅な保険料額の変動が少なくなります

前々年と比較して前年所得が大幅に変動した場合でも、納めすぎによる還付の発生や、年度途中での保険料額の急激な増加が起これにくくなります。

③年間の保険料額は変わりません

仮算定がなくなると、納付回数が減ることにより１回あたりの納付額は増額となりますが、１年間の保険料額には影響ありません。

④通知が年１回になります

現在納付通知書は４月（仮算定）と８月（本算定）の年２回ですが、７月の１回のみとなります。

⑤納付回数が年１２回から９回になります

●現行

仮算定				本算定								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1万	1万	1万	1万	4万	4万	4万	4万	4万	4万	4万	4万	4万
<月割額の計算> (前々年所得を基に計算した年間保険料 12 万円) ÷ 12 = 1 万円				<月割額の計算> [(前年所得を基に計算した年間保険料 36 万円) - (仮算定納付済額 4 万円)] ÷ 8 = 4 万円								



●仮算定廃止

			本算定									
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			4万	4万	4万	4万	4万	4万	4万	4万	4万	4万
納付なし			<月割額の計算> (前年所得を基に計算した年間保険料 36 万円) ÷ 9									

※令和 7 年度予算では、保険料一人当たりを 113,000 円と想定しており、12 カ月なら 1 カ月 9,400 円程度のところ、9 カ月では 12,500 円となります。

<県内自治体(委託事業所が同じ)の仮算定実施状況>

【実施(廃止検討中を含む)】

大垣市、美濃市、郡上市、関ヶ原町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、七宗町、東白川村、高山市、飛騨市、下呂市、白川村、瑞浪市、土岐市、御嵩町

【廃止済】

関市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、神戸町、池田町、北方町、富加町、川辺町、八百津町、白川町、中津川市、恵那市、可児市

※池田町は 7 年度から廃止